

第156回

横浜市都市計画審議会

議事録

- 1 開催日時 令和2年11月13日（金）午後1時00分～午後1時50分
- 2 開催場所 横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式)
- 3 議 案 2 ページ
- 4 出席委員及び
欠席委員 3 ページ
- 5 出席した関係
職員の職氏名 4 ページ
- 6 議事のおてん末 5 ページ
- 7 開催形態 全部公開

第156回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和2年11月13日(金)午後1時開始

場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室

(WEB会議形式)

■ 審議案件

1 都市計画案件

説明 区分	議題 番号	件 名	内 容
No.1	1316 ～ 1318	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	<p>【大倉山特別緑地保全地区】(1316)</p> <p>既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯及び避難地帯としての役割を持たせるため、区域を変更します。</p> <p>【長津田町長月特別緑地保全地区】(1317)</p> <p>【上白根町後谷特別緑地保全地区】(1318)</p> <p>既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。</p>
No.2	1319	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	<p>農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を変更します。</p>

出席委員

政策研究大学院大学教授	森 地 茂
横浜国立大学大学院教授	高見沢 実
東京大学大学院教授	小 泉 秀 樹
横浜市立大学大国際教養学部教授	齊 藤 広 子
千葉大学大学院教授	池 邊 このみ
東京都立大学大学院准教授	橋 本 美 芽
横浜商工会議所副会頭	坂 倉 徹
横浜農業協同組合代表理事組合長	柳 下 健一
神奈川県弁護士会	杉 原 光 昭
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	岡 田 日出則
一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	大 森 義 則
横浜市会議長	横 山 正 人
〃 副議長	谷田部 孝 一
〃 政策・総務・財政委員会委員長	関 勝 則
〃 市民・文化観光・消防委員会委員長	福 島 直 子
〃 こども青少年・教育委員会委員長	斉 藤 伸 一
〃 健康福祉・医療委員会委員長	渡 邊 忠 則
〃 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	尾 崎 太
〃 建築・都市整備・道路委員会委員長	黒 川 勝
〃 水道・交通委員会委員長	磯 部 圭 太
自治会・町内会長	網 代 宗四郎
横浜のまちづくりに携わった経験のある者	高 橋 茂 雄
〃	川久保 珪 子

欠席委員

横浜市会国際・経済・港湾委員会委員長	横 山 勇太朗
神奈川県警本部交通部交通規制課長	川 瀬 優 介

出席した関係職員の職氏名

環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課長	近 藤 元 子
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進担当課長	関 口 昇
環境創造局課長補佐（みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長）	関 本 直 子
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長	河 野 茂 樹
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長	小 室 快 人
環境創造局農政部農政推進課担当課長	新 堀 邦 彦
環境創造局農政部農政推進課担当係長	枝 広 育 恵

（事務局）

建築局長	黒 田 浩
〃 企画部長	鵜 澤 聡 明
〃 都市計画課長	立 石 孝 司
〃 地域計画係長	林 隆 一
〃 調査係長	濱 名 陽 介

議事録

●森地会長

定刻となりましたので、第156回横浜市都市計画審議会を開会いたします。

始めに審議会の進行等について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、本日の審議会の進行等について、御説明します。

今回の審議会も、前回に引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点などから、Web会議形式とさせていただきます。

運営についてお手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

まず、本審議会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、公開とさせていただきます。

傍聴の方がいらっしゃるのと同時に、会議録も公開となります。

なお、傍聴の方は、受付でお渡しした傍聴者の注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持に御協力をお願いします。

次に、定足数について御報告します。本日、御出席の委員は、24名中23名ですので、横浜市都市計画審議会条例第6条に定める2分の1の定足数に達しています。

資料については、事前に配布させていただいた資料と同じ内容を画面に表示してまいりますので、順次御覧ください。

本日の審議案件は、都市計画案件が2区分4件です。

次にリモート開催に関する注意点を申し上げます。

まず、御発言の際は、必ず事前に挙手をお願いいたします。

リモートで御参加いただいている委員の皆様は、Zoomアプリの挙手機能を使用して挙手を行ってください。

会場にお越しの委員の皆様は、その場で実際に挙手をお願いします。ハンドマイクをお持ちします。

事務局が挙手の状況を確認したのち、会長の許可を受けてから御発言をお願いします。

また、御発言の順番につきましては、会議運営上、リモートで御参加の委員の皆様を優先させていただく場合がございますが、あらかじめ御了承ください。

続いて、議決方法について説明します。

会長が議案について、賛否をお諮りし、賛成多数の場合に、会長が議案を了承する旨を宣言します。

会長は議案に賛同する委員に挙手を求め、事務局で挙手した方の人数を確認したのち、可否の結果を会長に宣言していただきます。

御発言と同じく、リモートで御参加の委員の皆様は、Zoomアプリの挙手機能を使用してください。

なお、当審議会の議事録作成のため、アプリの機能を使用してレコーディングをさせていただきますので、あらかじめ御了承のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、通信トラブル等の緊急連絡先の御案内をいたします。

電話番号は、〇〇番でございます。

長くなりまして申し訳ございません。事務局からは以上です。

●森地会長

それでは、審議案件について、事務局から説明をお願いします。

●都市計画課

議第1316号から議第1318号までは、特別緑地保全地区に関する案件ですので、一

括して御説明します。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき定める地域地区です。

都市緑地法は、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする」法律です。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市計画区域内にある、公害又は災害等の防止等に資する緑地や、伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地、又は、動植物の生息地、生育地となる緑地、に該当するものについて都市計画に定めることができますとしています。

次に、本市の上位計画における位置付けについて御説明します。

本市では、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて、平成18年12月に「横浜市水と緑の基本計画」を策定し、平成28年6月に改訂いたしました。

これに基づく重点的な取組みとして、今回で三期目となる「横浜みどりアップ計画」を平成30年11月に策定しており、緑地保全制度による指定の拡大など、樹林地の確実な保全を推進しています。

これまでに指定した特別緑地保全地区は、全部で168地区、面積は約510.3ヘクタールとなっています。

本日御審議いただく案件は、変更案件3地区です。

それでは地区ごとに御説明いたします。

まず、はじめに、港北区の大倉山特別緑地保全地区の変更について説明します。

本地区は、港北区の中部にあり、鶴見川の東側、東急東横線大倉山駅の北西約100メートルに位置しています。

既に指定されている部分の面積は約5.4ヘクタールです。

区域はすべて市街化区域で、ほとんどが第1種低層住居専用地域ですが、東側の一部は近隣商業地域となっています。

今回の変更は、すでに指定されているスクリーン赤枠の区域に、赤塗りでお示ししている部分を新たに加えます。

区域変更後の面積は約5.6ヘクタールとなります。

なお、平成16年の都市緑地法の改正に伴い、地区の名称を大倉山緑地保全地区から大倉山特別緑地保全地区に、変更します。

本地区の航空写真を御覧いただきます。

つづいて現況写真です。地区南西側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、コナラやケヤキなどの広葉樹で覆われ、良好な自然環境を有しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、鶴見川流域に位置しており、緑地担保量の向上により、樹林地・農地を保全するとともに、生き物の生育・生息環境に配慮した緑化を推進する、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン港北区プランの地域別方針においては、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全など、様々な緑地保全施策の活用により丘陵地の緑を保全する、としています。

次に、緑区の長津田町長月特別緑地保全地区の変更について説明します。

本地区は緑区の西部にあり、JR横浜線長津田駅の南、約1.7キロメートルに位置しています。

地区の北側には東名高速道路、南側には環状4号線が通っています。

既に指定されている部分の面積は約2.0ヘクタールです。

区域全域が市街化調整区域となっています。

今回の変更は、すでに指定されているスクリーン赤枠の区域に、赤塗りでお示ししている部分を新たに加えます。

区域変更後の面積は約3.4ヘクタールとなります。

航空写真を御覧いただきます。

つづいて現況写真です。

東名高速道路を挟んだ北側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主にクヌギ、コナラなどの広葉樹林で覆われ一部にサクラ、スギ、ヒノキなどの、混交林及び草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、里山景観の保全を進めるため、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進める、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン緑区プランにおいては、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など、緑地保全施策を活用し緑地を保全する、としています。

続いて、旭区の上白根町後谷特別緑地保全地区の変更について説明します。

本地区は、旭区の北部にあり、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西、約2.2キロメートルに位置しています。北側には環状3号線が通っています。

既に指定されている部分の面積は約2.5ヘクタールです。

区域全域が市街化調整区域となっています。

今回の変更は、すでに指定されているスクリーン赤枠の区域に、赤塗りでお示ししている部分を新たに加えます。

区域変更後の面積は約3.1ヘクタールとなります。

航空写真を御覧いただきます。

つづいて現況写真です。区域の南側からの景観は御覧のとおりです。

追加する部分の植生は、主にクヌギ、コナラなどの広葉樹林で覆われ、一部にスギ、ヒノキなどの針葉樹林及び竹林があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく緑地の指定や、農地の保全・活用、公園の整備などにより、里山景観の保全・活用を総合的に図る、としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいて、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全する、としています。

最後に、ただいま御説明した3地区の、都市計画を変更する理由ですが、

大倉山地区については、公害又は災害の防止等に資するとともに、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地として、長津田町長月、上白根町後谷地区については、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地として、それぞれ区域を変更いたします。

今回の指定により、特別緑地保全地区は、約2.2ヘクタール増え、全部で168地区、約512.5ヘクタールとなります。

なお、都市計画法第17条に基づく縦覧を、令和2年9月4日から9月18日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

●森地会長

どうもありがとうございました。

それでは議第 1316 号から議第 1318 号までの質疑に入ります。

本件については、全体についての御意見もあると思いますので、質疑は 3 件まとめて行う方法をとりたいと思います。

ただいまの案件について、御意見御質問ある方はどうぞお願いいたします。

●事務局

事務局でございます。

杉原先生が御意見を要望されております。

●森地会長

はいよろしく申し上げます。

●杉原委員

杉原です。どうもこんにちは。聞こえますか？

●森地会長

聞こえております。

●杉原委員

長津田町の案件ですが、先ほど航空写真を見せていただいたときに感じたのですが、全体的に樹林地が広がっているところの一部だけ指定しているような写真に解釈できるのですが、その解釈で正しいでしょうか。

●森地会長

事務局、御説明をお願いします。

●都市計画課

都市計画課でございます。今御指摘いただきました、長津田町長月の指定変更につきましては、今回地権者さんとの合意が取れたエリアを赤塗でお示ししております、そこについて今回指定させていただくということになります。

その周辺にも、航空写真で見たときにも、周辺に緑がございますけれど、そこにつきましては、まだ地権者さんとの協議を進めているところがございます、まだ、同意等がいただいていないということなので、今後も地権者の方に協力を求めていくような、協議を進めていくという場所になります。

●杉原委員

ありがとうございます。

そうしますと、いずれは航空写真で写っている森林全体といたしまししょうか、この樹木が植わっている全体を特別緑地保全地区にしていきたいということを市が考えているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

●森地会長

事務局どうぞ。

●都市計画課

はい、杉原委員の御理解の通りでございます。

●杉原委員

わかりましたありがとうございます。

●森地会長

その他いかがでしょうか。

●事務局

森地会長すみません事務局でございます。高見沢先生が御意見を御要望しております。

●森地会長

はい、高見沢先生申し上げます。

●高見沢委員

はい、高見沢です。

一つ細かい点ですが、今日気づいた点について質問させていただきます。

変更理由のところ、大倉山の方には、公害または災害等の防止等に資する緑地というのが入っているのですが、他の2地区には、入っていないということで、それぞれ理由があるのでしょうかけれども、お聞きしたいのは、その公害または災害等の防止等に資する緑地というふうになっている大倉山と、その他との違いは、どのような判断で理由が変わっているのかということをお尋ねしたいと思います。

●森地会長

事務局お願いします。

●都市計画課

都市計画課でございます。大倉山につきましては、市街化区域でありますし、駅の至近にあるということがございまして、他の2地区につきましては市街化調整区域内にあるということで、人口の集中等々を考えまして、そういう指定要件で指定させていただいたということになります。

●高見沢委員

ありがとうございます。続けてよろしいですか。

●森地会長

どうぞ。

●高見沢委員

具体的には、このような地区に指定しないならば、こういった斜面の緑地が削られてしまっていて、マンションが建ったりして、場合によっては災害の発生にもつながると、それを事前に抑えるという意味で、災害等の防止に資すると、というような解釈でよろしいのでしょうか。

●都市計画課

防災という側面もあるというふうにご考えてございまして、我々としてはそういう意図も持ちながら指定していくということもございまして。

●高見沢委員

特に市街化区域ということで、人が密集していることもありますので、保全することはよいことだろうと、一般的な意味ではそういうことですね。

●都市計画課

高見沢委員のおっしゃる通りでございます。

●高見沢委員

先ほどの説明だと、市街化調整区域のほうだと、公害または災害等の防止という位置づけは無いけれども、市街化区域のほうではその位置づけが入っているというのは、先ほど申し上げたようなことが理由ということではよろしいでしょうか。

●都市計画課

人の密集という点での、安全性の確保という面がございましてのと、良好な緑地を市街化区域の中で、しっかり確保、保全していくという観点から緑地の指定を進めているということでございます。

●高見沢委員

はい。ありがとうございました。

●森地会長

その他いかがでしょうか。

●事務局

森地会長、事務局でございます。

その他、御意見のある委員の方はいらっしゃらないようでございます。

●森地会長

はいありがとうございます。

私から、今の高見沢先生の質問に関連して質問しますが、災害の防止という位置づけの場合、地域防災計画とかそういう計画も変更しているのですか。それともこの特別緑地保全地区だけ指定しているのですか。

●都市計画課

都市計画課でございます。

区役所が指定するような避難場所として指定されているわけではございません。

避難もできるような性格も、この緑地があわせ持つということで、指定の要件としてそういった考えを持たせているというところでございます。

●森地会長

わかりました。

全国の地域防災計画の中で、横浜市が非常に優れていると思う点は、色々な災害時の敷地、例えば自衛隊の基地をどこに置くかとか、こういうことについてきちんと記載している全国でも数少ない自治体なのですよ。だから伺いました。

きちんと防災として役割を果たすならば、地域防災計画の方にも、反映していった方がいい場合もあるかと思いました。これは特に要求ではございません。

●事務局

事務局でございます。会場の福島委員が御意見を御要望しております。

●森地会長

どうぞ。

●福島委員

申し訳ありません。後出しでございますが。

●森地会長

いいえ、結構でございます。

●福島委員

今の緑地保全の管理上の話ですが、大倉山緑地保全地区の現況写真を、近景で拝見いたしますと、下草が刈ってあるような、大変整備が行き届いているような状況が見て取れますが、御近隣の方が散策をしたり、今お話のあった防災的な観点で活用をされている、または今後も、今回拡張する部分も含めてしていくというような方向なのか確認したいと思います。

●森地会長

ありがとうございます。事務局説明をどうぞ。

●環境創造局緑地保全推進課

緑地保全推進課の関口でございます。

こちらの写真については、よくわかるようにということで公園側から樹林地を撮っているところでございまして、整備されている区域も入っている形になっております。

●福島委員

この下草がない部分は公園の活用が現状されているということでよろしいでしょうか。

●環境創造局緑地保全推進課

すみません。地権者様が刈っていただいているということでございます。

●福島委員

そうなのですね。

今後、特別緑地保全地区となりますと、管理のことが気になるわけですがけれども、

これから市としてどんどん拡張してまいりますけれども、もう一度その管理の責任部署とか予算について確認させていただきたいと思います。

●環境創造局緑地保全推進課

管理につきましては、地権者様がお持ちの間は、地権者様によって、こういう形で管理していただきますが、市が取得した後は、公園緑地事務所等で管理をさせていただいております。

それから予算につきましては、個別のものは今持ち合わせてございませんが、令和2年度では、緑地全体で6億円という予算の方を活用させていただいております。

●森地会長

よろしいでしょうか。

●事務局

事務局でございますが、その他の委員の方からは御意見がないようでございます。

●森地会長

今の福島委員の御意見は大変重要で、以前にも申し上げたと思うのですが、神奈川県のような森は、笹に覆われているところが多かったりしますが、それがだんだん大きくなったり、くずが多くなったりして、既にある樹木に覆いかぶさって弱らせるということもございます。

そのため管理が大変重要だと思いますが、必ずしも予算を取って市がやるだけではなくて、コミュニティの中でそういうことをボランティア的にやっていただけるような方がいらっしゃれば、ぜひそういうこともお願いしていくのがいいかと常々思っております。

家庭菜園と同じで、森を維持するのも結構気晴らしになりますので、そのようなことも考えました。

●森地会長

他に御意見ないでしょうか。

それでは御意見御質問出尽くしたようですので、ただいまの議第1316号から1318号について、一体の都市計画ではありませんが、まとめて決をとる方法をとりたいと思います。

原案通り了承してよろしいでしょうか。御賛同いただける方は先ほどの挙手機能で、挙手をお願いいたします。

●事務局

会場の皆様は恐縮ですが、挙手をお願いいたします。

●事務局

森地会長、賛成多数いただいております。

●森地会長

はいありがとうございます。

それでは、議第1316号から1318号について、原案通り了承いたします。

それでは次の案件の説明をお願いいたします。

●都市計画課

それでは、議第1319号、生産緑地地区の変更について、御説明します。

生産緑地地区は生産緑地法に基づき定める地域地区です。

生産緑地地区の目的については、都市計画運用指針にて生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるもの、としています。

生産緑地法は、昭和49年に制定された法律です。

平成3年に改正されており、改正の背景には、大都市地域を中心とした住宅・宅地

供給のひっ迫等を踏まえ、市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進、宅地化する農地と保全する農地の明確な区分、区分に応じた適切な都市計画上の措置、農林漁業と調和した良好な都市環境の保全、が必要となったことがあげられます。

具体的には、市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、保全する農地については、緑地・オープンスペース等として計画的な保全が図られるように、市街化調整区域への編入又は、生産緑地地区の指定を行うこととしたものです。

近年の法改正の経緯ですが、平成 28 年 5 月に都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るための基本的な計画として、「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけが、これまでの「宅地化すべきもの」から、「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することとされました。

生産緑地地区の指定の条件ですが、生産緑地法第 3 条において、市街化区域内にある農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもので、かつ、500 平方メートル以上の規模があり農林漁業の継続が可能な条件を備えているものについて都市計画に定めることができる、としています。

なお、横浜市では、平成 29 年 12 月に 300 平方メートルに引き下げる条例を制定しました。

このため、300 平方メートル以上の農地等が生産緑地地区の指定の対象となっております。

次に、生産緑地地区の指定要領等についてですが、横浜市では、生産緑地法の指定の条件に加え、横浜市生産緑地地区指定要領等を設け、

第 7 回線引き全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの。

市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもので、指定要件として、農とふれあう場を提供するもの。

良好な景観形成に寄与し、都市住民の生活にやすらぎや潤いをもたらすもの。

既に指定された 2 箇所以上の生産緑地地区の一体化、整形化、又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの。

災害対策の観点から効果が期待できるもので、指定要件として、災害時の延焼防止や一時避難に寄与するもの、となっており、いずれかの基準に該当するものを新たに生産緑地地区に指定できるとしています。

こちらは、生産緑地地区の指定状況です。

スクリーンにお示しする図の緑色の部分が生産緑地地区であり、現時点では、1,617 箇所、約 280.5 ヘクタールとなっており、郊外部に多く分布しています。

緑地に関する横浜市の上位計画である横浜市水と緑の基本計画においては、農地の保全・活用を図る施策を推進するとしています。

市街地に残る農地については、魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定などを進める、としています。

それでは、今回の生産緑地地区の変更内容について、御説明します。

変更の内容は、追加・拡大、廃止・縮小、位置、区域及び面積の変更となります。

初めに、追加・拡大について御説明します。

追加・拡大を行う地区は、15 箇所、約 1.2 ヘクタールです。

「追加・拡大」の内訳ですが、先ほど説明した指定基準に基づき、表のとおり整理しました。

今回は合計 15 箇所、約 1.2 ヘクタールの追加・拡大をします。
それでは、各指定基準に基づき、今回追加・拡大した事例について御説明します。
まず、①の「第 7 回線引き全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの」について、御説明します。
こちらは青葉区恩田町の事例になります。
スクリーンにお示ししている赤色の線で囲まれた区域は、第 7 回線引き全市見直しに伴い、平成 30 年 3 月に市街化調整区域から市街化区域へ変更いたしました。これに伴い、スクリーンにお示しした赤色のハッチがかかった箇所が追加指定の対象となりました。
こちらは、地区全体の航空写真です。
赤色の線で囲まれた区域で、面積約 910 平方メートルを新たに指定します。
次に、②の「市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの」について、地区が 9 箇所ありますので、その一例を御説明します。
こちらは、戸塚区品濃町の事例です。
当該地では良好な景観形成の観点から、赤色の線で囲まれた区域で、面積約 300 平方メートルを新たに指定します。
こちらは、戸塚区柏尾町の事例です。
当該地では環境学習農園として、農とふれあう場を提供していることから、赤色の線で囲まれた区域、面積約 1,300 平方メートルを新たに指定します。
次に、③の「既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの」について、地区が 3 箇所ありますので、その一例を御説明します。
こちらは、都筑区北山田六丁目の事例です。
これまでの生産緑地地区は緑色の線で囲まれた区域です。
これに隣接している赤色の線で囲まれた区域、面積約 490 平方メートルを新たに指定して、生産緑地地区の一体化を図ります。
次に、④の「災害対策の観点から効果が期待できるもの」について、地区が 2 箇所ありますので、その一例を御説明します。
こちらは、緑区長津田町の事例です。
当該地は災害時の延焼防止や一時避難に寄与することから、赤色の線で囲まれた区域、面積約 1,350 平方メートルを新たに指定します。
次に「廃止・縮小」について、御説明します。
「廃止・縮小」を行う地区は、39 箇所、約 4.8 ヘクタールです。
「廃止・縮小」の内訳ですが、①「農林漁業の主たる従事者の死亡等によるもの」
②「公共施設の用に供されたもの」合計 39 箇所、約 4.8 ヘクタールの減少となります。
それでは、各理由に基づき今回廃止・縮小した事例について御説明いたします。
まず、①の「主たる従事者の死亡等によるもの」について、地区が 36 箇所ありますので、その一例を御説明します。
こちらは、緑区三保町の事例です。
これまでの生産緑地地区は面積約 1,120 平方メートルです。
主たる従事者の故障により買取申出がなされたため、黄色の線で囲まれた面積約 1,120 平方メートルの区域を除外します。
次に、②の「区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの」について、地区が 3 箇所ありますので、その一例を御説明します。
こちらは、瀬谷区二ツ橋町の事例です。
これまでの生産緑地地区は緑色の線で囲まれた区域で、面積約 3,900 平方メートル

です。

ここに青色で示した都市計画道路瀬谷地内線が建設されることから、当該地の区域の一部が公共施設として帰属するため、黄色の線で囲まれた面積約 910 平方メートルの区域を除外します。

縮小の結果、変更後の生産緑地地区の面積は、赤色の線で囲まれた区域、約 2,990 平方メートルになります。

最後に、位置、区域及び面積の変更、について御説明します。

今回は、「指定されている従前の土地が区画整理事業により仮換地指定されたため、生産緑地地区の位置・区域及び面積を変更する必要があるもの」が 2 箇所あります。

こちらは、青葉区大場町の事例です。近接しているため、2 箇所まとめて御説明します。

これまでの生産緑地地区は緑色の線で囲まれた区域で、面積約 3,660 平方メートルです。

この度、大場第四地区土地区画整理事業地内において、従前の土地が仮換地指定されたため、赤色の線で囲まれた区域に変更し、面積約 2,750 平方メートルとなります。

これにより、都市計画図書上の位置、区域及び面積の変更が生じます。

以上が生産緑地地区の変更の内容となります。

なお、本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を、令和 2 年 9 月 25 日から 10 月 9 日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、宜しく申し上げます。

●森地会長

どうもありがとうございました。

それでは議第 1319 号についての質疑に入ります。

ただいまの案件について御意見御質問ありましたら挙手をお願いいたします。

●事務局

事務局でございます。この案件に関して御質問のある委員の方は、いらっしゃらないようでございます。

●森地会長

よろしいでしょうか。

それでは、御意見御質問がないようですので、議第 1319 号について、原案通り了承してよろしいでしょうか。御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

●事務局

森地会長、事務局ですが、賛成多数いただいております。

●森地会長

それでは、議第 1319 号について原案通り了承いたします。

本日は議題が大変少ないものですから、以上でございます。

最後に、事務局から事務連絡等をお願いします。

●事務局

事務局でございます。

次回の開催日程の御案内をさせていただきます。

次回の開催は 1 月下旬頃を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点と附議させていただく案件が少ないことも予想されておりました、書面開催にて実施させていただければと考えております。

次回の開催通知については、後日改めてお送りさせていただきます、実施方法等

については詳細に別途御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

あともう一点ございまして、本日、公募により御就任いただきました市民委員の2名の委員の方、高橋委員と川久保委員におかれましては2年間の任期が満了となりまして本日が最後の御出席となります。

つきましては恐縮ですが御挨拶を頂戴したく存じますので、よろしくお願いいたします。

●高橋委員

2年間ですけど、この審議会に参加させていただきまして、都市計画の大切さを非常に身近に感じました。

自分の地域で問題とか課題が生じたときに、何で自分の地域では問題があって、隣の区域では問題がないのだろうと思ったときに、やはり隣の区域ではちゃんとした都市計画が定められていて、こういったことが非常に大切なのだなというふうに思いました。

ぜひこれからも、皆さんの力で、横浜市が国際都市にふさわしい、住みたいまち、住み続けたいまち、魅力あるまちを、ぜひ事務局の方と先生方の方で、推進していただければ非常に良いと思います。

また、地元へ帰って、私も地元の人にお話をさせていただきたいと思っています。2年間どうもありがとうございました。

●事務局

続きまして川久保委員お願いいたします。

●川久保委員

川久保でございます。

2年間お世話になりました、本当にありがとうございました。

これからの横浜を考える時間をくださって本当に感謝しております。

知らなかったことをいろいろと教えていただき、我がまち横浜を、今後皆様の手でどんどんと良い方向に進めていただきたいと期待しております。

コロナ禍ではございますが、お体に気をつけてどうぞ精進なさってください。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

●森地会長

高橋委員、川久保委員、本当にありがとうございました。

これからもいろいろな面で都市計画に御興味をお持ちいただければ幸いです。

それでは以上をもちまして、第156回都市横浜市都市計画審議会を閉会いたします。

本日は御審議いただきまして誠にありがとうございました。